

保存期間：10年  
(2030年末)  
令和2年10月27日

資料	4
----	---

# 税務行政の現状と課題

I	新型コロナウイルス感染症に関する 国税庁の取組	3
II	税務行政の将来像（税務行政のデジ タルトランスフォーメーション）	5
III	税務上の書面、押印、対面原則の見 直しについて	11
IV	令和3年度予算要求について	14

# I 新型コロナウイルス感染症に関する国税庁の取組

国税庁では、新型コロナウイルス感染症の影響により、申告や納付が困難な方には、その期限を柔軟に取扱うことや、納税が困難な方には、納税の猶予制度を御案内するなど、納税者の方々の実情に十分に耳を傾けて、迅速かつ丁寧な対応に努めてきたところである。

また、国税庁の対応や取組については、ホームページによる周知・広報のほか、報道発表、新聞・テレビ・インターネットによる広告、twitterやメールマガジンなど、様々な手段を活用して速やかな情報発信を行うとともに、関係民間団体等や地方公共団体を通じて、幅広く周知・広報を行っている。

## 1 所得税等の確定申告の取組

令和2年2月27日に、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限を同年4月16日まで延長することを公表。

また、その後の新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況に鑑み、同年4月6日に、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、同年4月17日以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることを公表。

## 2 法人税・相続税・酒税などの申告・納付期限に関する取組

法人税や法人の消費税、源泉所得税、相続税、酒税などについては、上記1の延長の対象ではなかったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、その期限までに申告・納付ができないやむを得ない事情がある場合には、所得税等と同様に個別に延長可能。

## 3 納税が難しい方への対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りが悪化するなどして納税が難しい方については、納税者の置かれた状況や心情に配慮して、納税の猶予などの猶予制度を迅速かつ柔軟に適用。

さらに、令和2年2月1日から令和3年2月1日に納期限が到来する国税を対象に、新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった場合に、1年間、国税の納付を猶予し、延滞税も免除するとともに、担保の提供も不要とする措置（納税の猶予の特例）を積極的に広報。

## 4 酒類事業者に関する取組

- ◆ 料飲店等が、新型コロナウイルス感染症に基因して、在庫酒類の持ち帰り用販売等により資金確保を図るものについて、迅速な手続で期限付酒類小売業免許を付与（これまでに約2万7千件の免許を付与）。
- ◆ 手指消毒用エタノールの需給がひっ迫している状況を改善するため、酒類製造者が製造する「高濃度エタノール製品」に関して、①製造する場合の免許手続等の簡素化、②一定の要件を満たしたものについて酒税を課さない取扱い、③製造・分析に係る技術相談、を実施。
- ◆ 令和2年度第一次補正予算により、酒類の国内消費回復・拡大を支援するための取組を実施。

## 5 国税庁における感染防止策

### 【窓口業務】

- ◆ 人との間隔を1～2m空け、会話の際、可能な限り真正面を避ける
- ◆ 執務中のマスクの着用の徹底
- ◆ 手洗い（手指消毒）の徹底
- ◆ 毎朝の体温測定、咳・発熱等の有無の確認  
※ 発熱等の風邪症状のある者は、事務に従事しない
- ◆ 総合窓口周辺の窓や扉を開け、定期的に換気
- ◆ 日々の窓口カウンター、面接ブースの消毒

### 【調査・徴収事務】

- ◆ 調査・徴収事務担当者は、納税者宅等へ出張する前に、以下の感染防止策を行い、管理者の確認を受ける
  - ・ 検温の実施
  - ・ 手洗い（手指消毒）の実施
  - ・ 咳・発熱等の有無の再確認
- ◆ 出張先では、納税者等の協力を得た上で、以下の感染防止策を実施
  - ・ マスクの着用の徹底（納税者等にも協力を依頼）
  - ・ 応対時には、一定程度の距離を保ち、会話の際、可能な限り真正面を避ける
  - ・ 窓や扉を開け、定期的に換気
  - ・ 職員の人数や滞在する時間を可能な限り最小限にする

## Ⅱ 税務行政の将来像（税務行政のデジタルトランスフォーメーション）①

国税庁は、平成29年6月、「税務行政の将来像」を公表。ICTの活用による納税者利便の向上と課税・徴収の効率化・高度化を柱とする「スマート税務行政」の実現に向けて様々な取組を実施。

### スマート税務行政の実現に向けて

『「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況』  
(令和元年6月)より抜粋

#### 納税者の利便性の向上

##### 税務手続のデジタル化

- e-Taxの推進
  - ・ 更なるe-Taxの使い勝手の向上
  - ・ マイナポータルを活用した確定申告手続の電子化
- 年末調整手続の電子化

##### 税務相談の効率化・高度化

- ICTを活用した電話相談・自己解決ブースの窓口への設置
- チャットボットの導入
- 国税庁ホームページの掲載情報の充実

##### 税務署窓口のスマート化

- 納付手段の多様化・キャッシュレス化の推進
- 納税証明書の発行の電子化・簡便化
- ICTを活用した電話相談・自己解決ブースの窓口への設置（再掲）

#### 課税・徴収の効率化・高度化

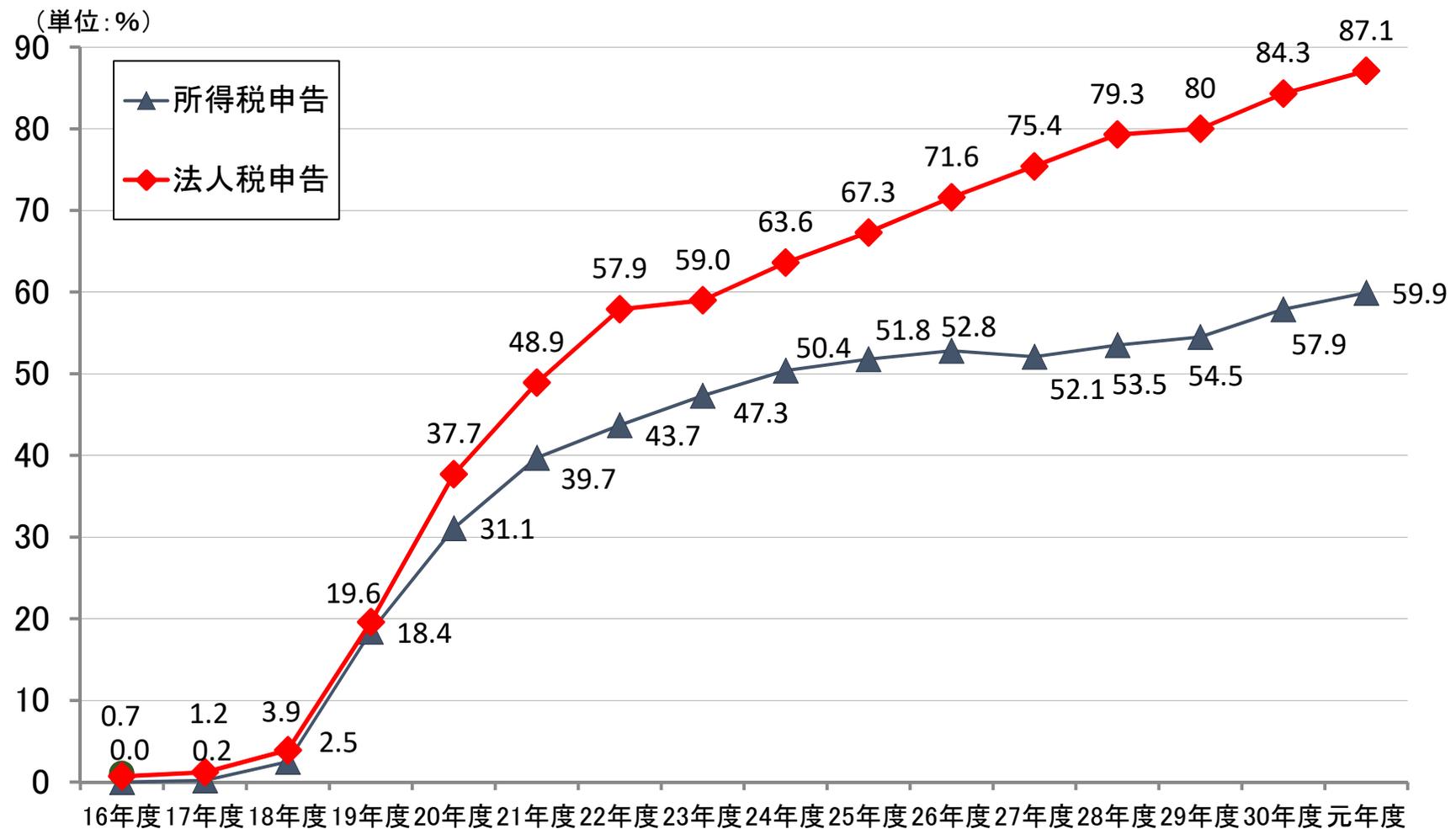
##### 調査等の高度化

- 情報収集の拡大
  - ・ C R S情報の積極的な活用、情報照会手続を活用した的確な情報収集 など
- 情報分析の高度化
  - ・ 機械学習技術による選定の高度化の検討、大量データのマッチング分析 など
- 複雑困難事案への対応
  - ・ 国際的租税回避への対応
  - ・ 富裕層に対する適正課税の確保
  - ・ 消費税の適正課税の確保
  - ・ 大口・悪質事案への対応
  - ・ 新しい経済取引への対応

##### 徴収の効率化・高度化

## II 税務行政の将来像（税務行政のデジタルトランスフォーメーション）②

- 国税庁では、平成16年度より国税電子申告・納税システム(e-Tax)の提供を開始。
- 国税に関する申告や申請については、ほとんど(件数ベースで99%)がオンラインで手続可能。
- e-Tax利用率は順調に増加。直近(令和元年度)では、所得税の約6割、法人税の約9割がe-Taxにより申告。



## Ⅱ 税務行政の将来像（税務行政のデジタルトランスフォーメーション）③

### 取組例1：スマートフォンやタブレットを利用した確定申告

#### これまでの取組

確定申告書等作成コーナー（国税庁ホームページ上で申告データを作成するシステム）において、スマートフォンでも入力しやすい専用画面（スマホ専用画面）を提供

＜スマホ専用画面を利用できる申告＞

給与所得、年金収入などの雑所得、及び一時所得に関する申告

＜送信方式＞

スマートフォンでマイナンバーカードを読み取る方式等により、申告データをオンラインで送信することが可能



#### 今後の取組

【令和3年1月～】

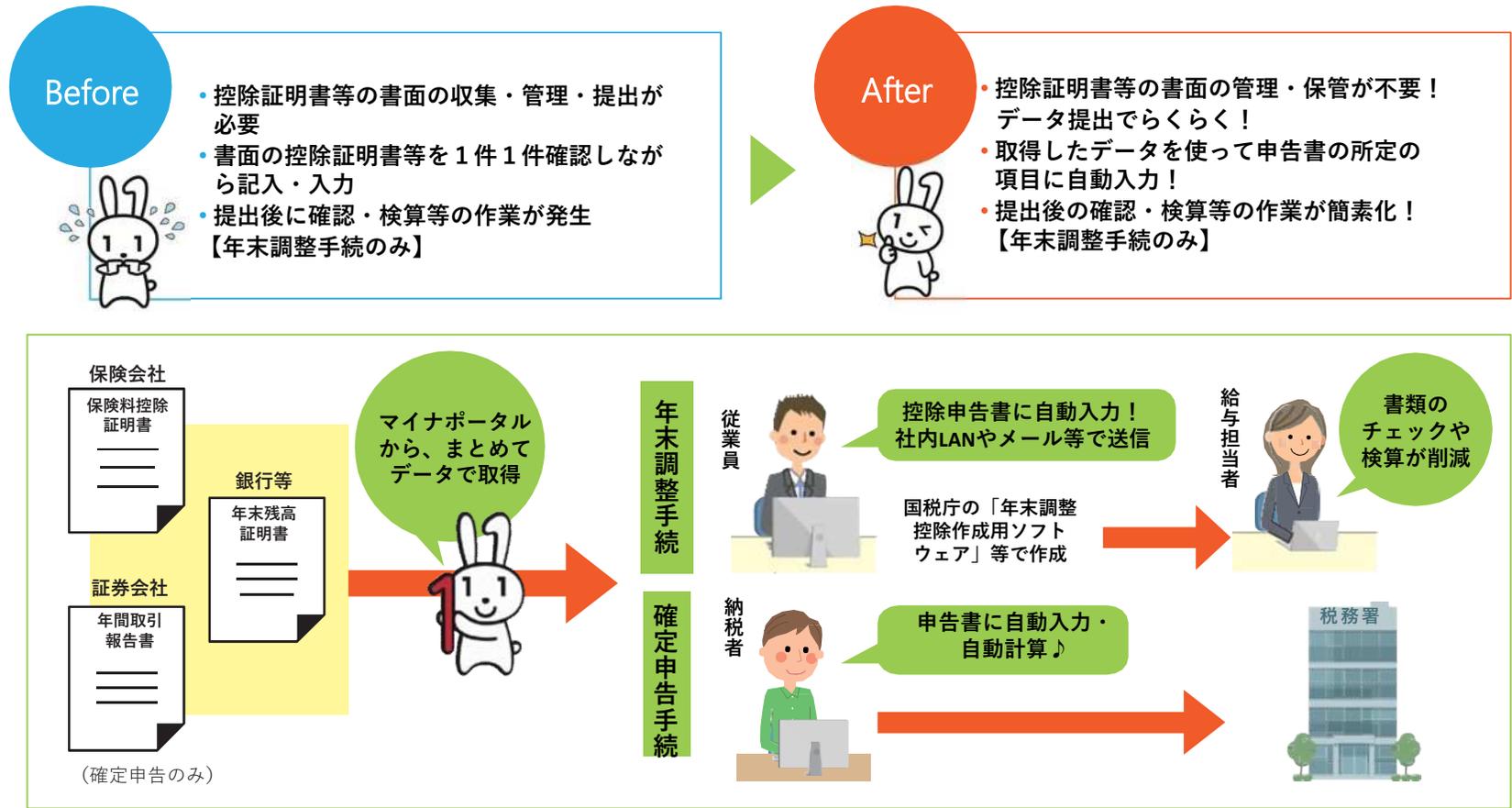
- ・ スマートフォンでマイナンバーカードを読み込むことにより、ICカードリーダライタがなくても、タブレットで作成した申告データ（スマホ専用画面が未対応の事業所得の申告など）の送信を可能に
- ・ マイナポータルを活用した所得税申告の簡便化  
（保険料控除証明書データ等の申告データへの自動反映）

【令和4年1月～】

- ・ スマホ専用画面の利用対象者の更なる拡大（特定口座関連の申告も対象に）
- ・ スマートフォンのカメラで撮影することによる源泉徴収票情報の自動入力

## II 税務行政の将来像（税務行政のデジタルトランスフォーメーション）④

### 取組例2: マイナポータルを活用による年末調整・確定申告の簡便化



※ 開始時期は、年末調整が令和2年10月～、確定申告が令和3年1月～。

※ マイナポータル連携(自動入力)の対象となる情報は順次拡大(いずれもデータ発行主体の協力が必要)

令和2年分～: 生命保険料、住宅ローン、株取引関係 令和3年分～: 医療費、ふるさと納税、地震保険料 令和4年分以降～(検討中): 社会保険料、源泉徴収票など

## Ⅱ 税務行政の将来像（税務行政のデジタルトランスフォーメーション）⑤

### 取組例3:チャットボットによる税務相談(国税庁ホームページ)

#### チャットボットの概要

- ・ 税に関する質問をフリーワードなどで入力すると、A I（人工知能）を活用して、自動的に回答を表示
- ・ 土日夜間を含め、ホームページ上で、いつでも気軽に税務相談が可能

#### スケジュール・相談範囲

##### 【令和2年1～5月 試験導入】

- ・ 所得税の確定申告でよくある質問のうち、医療費控除や住宅ローン控除などに関するものに限定して対応

##### 【令和2年10月～】

- ・ 年末調整のよくある質問に対応

##### 【令和3年1月中旬～】

- ・ 確定申告の相談内容を拡充

※ 相談事例の蓄積、A I 学習を繰り返しながら、相談内容を順次拡大予定

画面イメージ  
(PC・スマホ・タブレットに対応)





### Ⅲ 税務上の書面、押印、対面原則の見直しについて

令和2年10月21日  
政府税制調査会資料

#### これまでの経緯

規制改革推進に関する答申(令和2年7月2日規制改革推進会議決定) 抜粋

6(2)ア 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し <基本的考え方>

新型コロナウイルスの感染を防止し、コロナ危機を収束させる観点からは、テレワークの推進が喫緊の課題である。行政に提出する書類に押印するために、あるいは、行政窓口に行く必要があるためにテレワークができないといったことを生じさせてはならない。

規制改革推進会議は、経済4団体からの緊急要望(以下「緊急要望」という。)を受け、各府省に対して見直しの考え方を示して緊急対応及び制度的対応を求めたところである。

こうした緊急対応については、新型コロナウイルスの感染が終息するまでの間、引き続き、拡大・継続するとともに、制度的な見直しについても、優先順位を付して進めていくことが求められる。この場合、行政手続において、書面・押印・対面を求めるすべての法令や慣行について、次のとおり全面的に見直しを行うべきである。

・ 書面規制については、オンライン利用の円滑化のため様式の簡素化や添付書類の削減、オンライン化(電子メールでの提出や簡易な申請ウェブサイトによるオンライン提出を含む)を推進する。

・ 押印原則については、押印を求める行政手続等について押印の必要性を検証し、真に必要な場合を除き、押印を廃止。押印を残す場合にも、電子的に代替できる方策を明確にする。

・ 対面手続については、デジタル技術を活用したオンライン対応を検討する。

さらに、こうした取組は、今後、デジタルガバメントを実現していく上での環境整備というべきであり、各府省は、単に法令や慣行の見直しにとどまらず、利用者目線のデジタルガバメントの実現に向けた取組を可及的速やかに推進することが求められる。

規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定) 抜粋

6 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し

各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続(注)について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。

(注)見直し対象手続:国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの

# 国税関係手続における押印原則について

## 現行制度の概要

- 税務署長に提出される税務書類(申告書等)には、提出者等が押印しなければならない(国税通則法)。また、税理士等が税務代理等をする場合には、税理士等は押印しなければならない(税理士法)。
- 法令上、大半の手続においては、印鑑の種類についての限定がない一方で、一部の手続では実印による押印及び印鑑証明書の添付が求められている。  
(例)
  - 担保提供関係書類への担保提供者の押印  
土地を担保として延納や猶予の申請をする場合、土地所有者による抵当権設定登記承諾書(押印含む)・印鑑証明書の添付が必要(※)。  
また、第三者の保証人を立てる場合は、当該保証人の保証書(押印含む)・印鑑証明書が必要。  
※ 不動産登記法令上、不動産に係る権利登記の嘱託時に登記義務者の承諾書を添付しなければならず、当該承諾書には承諾者の押印と印鑑証明書の添付が必要。
  - 遺産分割協議書への共同相続人等の押印  
配偶者に対する相続税額の軽減の特例を申請する場合、遺産分割協議書(全ての共同相続人等の押印含む)・印鑑証明書の添付が必要。  
※ 遺産分割協議書に記載された合意内容の真正性を確保する必要があるため。

## 論点

- 国税関係手続における押印義務は、原則として廃止すべきではないか。
- 実印による押印及び印鑑証明書の添付を求めているような一定の手続については、政府全体の方向性を踏まえ、その取扱いを検討すべきではないか。
- 実務上「署名又は押印」を求めている手続であって、現状において認印を許容しているものについては、押印と併せて署名も不要と整理すべきではないか。

# 国税関係手続における書面・対面原則について

令和2年10月21日  
政府税制調査会資料

## 現行制度の概要

- 現行制度上、国税に関する申告や申請をオンラインで行う場合には、申告書等に記載すべき事項を「入力」して送信することが必要。他方、申告書等の添付書類については、スキャンしたデータの送信によることも可能。（国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令）
- 同制度の下、国税に関する申告や申請については、ほとんど（件数ベースで99%）がオンライン（e-Tax）で手続可能（入力フォームを提供）。実際、所得税申告の約6割、法人税申告の約9割がe-Taxを通じて行われている（令和元年度）。
- 他方、以下の類型に該当する諸手続については入力フォームが提供されておらず、オンラインで手続をすることができない状況。

（例）

- 臨時に必要となる申告等
- 件数が僅少な手続
- 第三者を経由して行われる申告等

## 論点

- 費用対効果の観点を踏まえ、入力フォームが用意されていない手続については、スキャンしたデータを送信することによるオンライン手続を認めてはどうか。

## IV 令和3年度予算要求について(機構・定員要求)

令和3年度の機構・定員要求について、国税庁としては、税務行政に係る制度及び環境の変化を踏まえ、以下のとおり要求を行った。

### 1 機構関係

令和3年度機構要求について、以下のとおり要求を行った(主なもの)。

1. ICT化への対応
  - 【国税庁】 課長補佐
  - 【国税局】 情報システム監理官(大阪)
  - 【国税局】 情報処理管理官(東京)
  - 【国税局】 主任査察情報技術専門官(仮称)(東京)
  - 【国税局】 査察情報技術専門官
2. 国際化への対応
  - 【国税局】 国際監理官(大阪)
  - 【国税局】 特別国税徴収官(東京)
  - 【国税局】 国際税務専門官
  - 【税務署】 国際税務専門官
3. 審理体制の充実
  - 【税務署】 審理専門官
4. 調査・徴収事務の複雑化等への対応
  - 【国税局】 調査総括課(関東信越)
  - 【国税局】 統括国税実査官(関東信越、名古屋)
  - 【国税局】 実務指導専門官
  - 【国税局】 納税専門官(仮称)
  - 【税務署】 特別国税調査官
  - 【税務署】 消費税専門官(仮称)
5. 日本産酒類の輸出促進への対応
  - 【国税局】 酒類業調整官(仙台、熊本)
  - 【税務署】 酒類指導官
6. 業務センター室(仮称)開設への対応
  - 【国税局】 業務センター室(仮称)(各局)
  - 【国税局】 統括国税管理官(仮称)(各局)
  - 【国税局】 主任国税管理官(仮称)

### 2 定員関係

令和3年度定員要求について、次の観点から1,227人の増員要求を行った。

なお、令和3年度の国税庁の定員合理化目標数は1,143人とされており、この結果、令和3年度定員の純増要求数は84人。

- 軽減税率制度実施等への対応
- 租税回避等への対応
- 「新たな日常」の実現に向けた対応
- 日本産酒類の輸出促進への対応

#### IV 令和3年度予算要求について(国税庁関係予算概算要求額)

区分	令和2年度 当初予算額 A	令和3年度		
		要求・要望額 B	対前年度増△ 減額C(B-A)	対前年比 D(B/A)
	百万円 719,379	百万円 734,320 内12,553	百万円 14,941	% 102.1
うち一般経費概要				
1 情報化経費	49,949	54,336	4,386	108.8
2 納税者利便向上経費	11,742	17,316	5,574	147.5
3 国際化対策経費	1,070	1,087	17	101.6
4 庁局署一般経費	60,724	64,653	3,929	106.5
5 職場環境整備・安全対策経費	7,436	8,253	818	111.0
6 税制改正関係経費	17,538	17,990	453	102.6
7 税務大学校経費	2,099	2,214	115	105.5
8 国税不服審判所経費	172	167	△ 6	96.8
9 酒類総合研究所経費	965	1,388	423	143.8
10 共通番号制度関係経費	3,665	3,703	38	101.0
11 酒類業振興事業経費	1,881	3,432	1,551	182.4

(注1)各々の計数において百万円未満を四捨五入したため、一致しないものがある。

(注2)内書きは、「新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費」に係る要望である。